

田尻町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】
改定版

令和 8 年 7 月

田尻町

目 次

第 1 章 地球温暖化対策をめぐる動向

- 1. 国際的な動向……………2
- 2. 国内の動向……………2
- 3. 田尻町の動向……………2

第 2 章 基本的事項

- 1. 計画目的……………3
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度……………3
- 3. 対象範囲……………3
- 5. 対象とする温室効果ガス……………3

第 3 章 温室効果ガス(CO₂)の排出状況及び削減目標

- 1. 温室効果ガス(CO₂)排出量の推移……………4
- 2. 要因別の温室効果ガス(CO₂)排出状況……………4
- 3. 削減目標……………4

第 4 章 具体的な取組

- 1. 再生可能エネルギーの導入……………5
- 2. 施設・設備・機器の省エネルギー化……………5
- 3. 公用車の省エネルギー化……………6
- 4. 職員の日常的な取組……………6

第 5 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制……………8
- 2. 点検体制……………8
- 3. 進捗状況の公表……………8

資料編

- 1. 対象施設と各施設における使用エネルギー種別……………9
- 2. 温室効果ガス総排出量の算定方法……………9
- 3. 田尻町地球温暖化対策実行計画推進本部要綱……………10

第1章 地球温暖化対策をめぐる動向

1. 国際的な動向

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象を言います。

地球温暖化問題の解決に向けて、2015（平成 27）年にパリ協定が採択され、世界各国が世界共通の共通目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを掲げました。

2018（平成 30）年に公表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル：地球温暖化について科学的な評価をまとめる国際機関）「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050（令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2. 国内の動向

国においては、2020（令和 2）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」においても改正を経て、この「2050 年カーボンニュートラル」が基本理念として法定化されました。

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が、2021（令和 3）年 10 月に改定され、2030（令和 12）年度に温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減するとともに、50%削減の高みを目指して挑戦を続けること。さらに、2025（令和 7）年 2 月の改定では、温室効果ガスを 2035（令和 17）年度に 60%削減、2040（令和 22）年度に 73%削減することが表明されました。

また、2025（令和 7）年 2 月には、政府実行計画も改定され、地球温暖化対策計画の温室効果ガス削減目標を達成するために次の 5 つの取組目標が示されました。

【太陽光発電】

2030（令和 12）年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光設備を設置、2040（令和 22）年度までに 100%設置を目指す。

【建築物の建築】

2030（令和 12）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指し、さらに 2030（令和 12）年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について、省エネ対策を徹底する。

【公用車】

2030（令和 12）年度までにストック（使用する公用車全体）で 100%電動車（※）導入を目指す。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

【LED】

2030（令和 12）年度までに既存設備を含めて 100%LED照明導入を目指す。

【再エネ電力調達】

2030（令和 12）年度までに各府省庁での調達電力の 60%以上を再エネ電力とする。

3. 田尻町の動向

田尻町（以下「町」という。）においては、2014（平成26）年3月に第1次として、「田尻町地球温暖化対策実行計画」（以下「計画」という。）を策定し、現在、2021（令和3）年3月に策定された第3次計画に基づき、行政の事務及び事業活動から発生する温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

さらに、町では、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言を受け、2023（令和5）年3月に2050（令和32）年までに二酸化炭素排出ゼロを目指して取り組む「田尻町ゼロカーボン宣言」を表明しました。

第2章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画」として策定するものです。町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2026（令和8）年度は、計画期間の中間年に当たることから、見直しを行うものです。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

これまで町では、基準年度を初めて本計画を策定した年度の前年度としてきましたが、地方公共団体実行計画は国の地球温暖化対策計画に即して策定するものとされていることから、国の基準年度に合わせます。

〔基準年度〕 2013（平成25）年度

〔計画期間〕 10年（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

ただし、計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

〔目標年度〕 2030（令和12）年度

3. 対象範囲

計画の対象範囲は、町が行う自らの事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業も対象となります。

4. 対象とする温室効果ガス

計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象である6種類のガス〔二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFC）・パーフルオロカーボン類（PFC）・六ふっ化硫黄（SF₆）〕の内、対象施設の実績等から排出量の99%以上を占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

今後、状況により他の種類のガスの追加を検討します。

3章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

町の事務事業からの排出量は、基準年度である2013（平成25）年度の1,467,175 kg-CO₂ に対し、2025（令和7）年度は1,095,124 kg-CO₂ で、372,051 kg-CO₂（▲25.4%）減少しています。

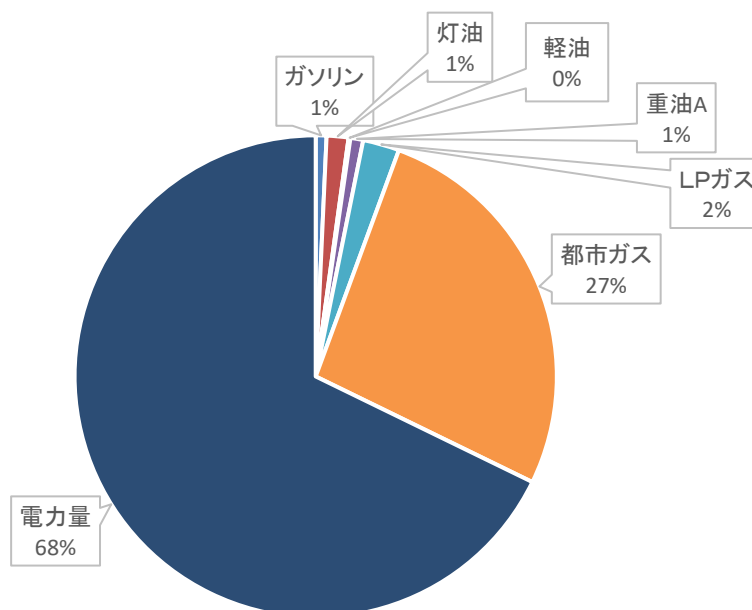
この要因は、電気使用量が、防犯灯及び道路照明並びに葬祭場、役場庁舎等の照明のLED化によって減少したことやガソリン使用量が、清掃業務の民間委託による車両数の減少と公用車のハイブリッド車導入によって減少したことによるものです。

(kg-CO₂)

年度	電気	ガソリン	灯油	軽油	重油 A	LPガス	都市ガス	合計
平成 25 (2013)年度	1,130,234	25,993	14,041	9,955	8,130	288	278,534	1,467,175
令和7 (2025)年度	739,316	7,981	16,125	1,336	9,484	27,016	293,866	1,095,124

2. 要因別の温室効果ガス（CO₂）排出状況

2025（令和7）年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の68%を占め、次いで都市ガスの27%、LPガスが2%となっています。



3. 削減目標

政府実行計画に準じて、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量を2013（平成25）年度比で50%削減することを目指します。

対象温室効果ガス	基準年度排出量 2015(平成 25) 年度	削減目標 50%	目標年度排出量 2030(令和 12) 年度
二酸化炭素(CO ₂)	1,467,175(kg-CO ₂)	▲733,588(kg-CO ₂)	733,587(kg-CO ₂)

第4章 具体的な取組

本町では、2050（令和32）年に二酸化炭素排出ゼロを目指した「田尻町ゼロカーボン宣言」を表明していることから、国から示された地球温暖化対策計画並びに政府実行計画の温室効果ガス（CO2）排出量の削減目標達成に向けた具体的な取り組みを次のとおり行います。

1. 再生可能エネルギーの導入

取組方針	取組内容
公共施設への太陽光発電、蓄電池の導入	地方公共団体は、住民や民間事業者に模範的な取組を率先して行う必要があることから、次の取組を行う。 ・新築や建て替えの公共施設については、できる限り、太陽光発電設備と蓄電池を導入する。 ・既存の公共施設についても耐震性の問題がない場合は、大規模改修時又は避難所に指定されている建物については、太陽光発電設備と蓄電池の導入を検討する。

2. 施設、設備、機器の省エネルギー化

取組方針	取組内容
公共施設の照明の LED 化の推進	・新築や建て替え、大規模改修等において、全ての公共施設の LED 化を、蛍光灯が令和9年末で生産終了のため、できる限り速やかに実施する。 ・LED 照明は、利用環境の向上と脱炭素化を図るため、施設の用途等に応じて、明るさセンサー、人感センサー、スケジュール制御機能等の調光制御機能を有するものの選定を検討する。
省エネ機器の導入	・空調機器、OA 機器、家電製品を新設又は更新する際は、省エネ機器を導入する。
公共施設の ZEB 化の推進	・公共施設を新築、建替えの際は、ZEB Ready 以上を導入する。 ※ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） 室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ化を図った上で、再生可能エネルギーの導入によりエネルギー消費量の収支ゼロを目指した建築物のこと。 エネルギーの収支状況に応じて4段階の ZEB が定義されており、エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量に対して、50%以上削減した建築物が「ZEB Ready」とされています。 ・公共施設を改修する際は、断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス等）などを導入し、断熱性能や省エネ性能の向上を目指す。

3. 公用車の省エネルギー化

取組方針	取組内容
公用車の電動化の推進	・特殊車両を除く公用車を更新、新規導入する際は、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車を優先的に導入することとし、導入できる車がない場合は、ハイブリッド車を導入する。 ・公共施設へのEV充電設備の設置など、EV導入の環境整備を推進する。

4. 職員の日常的な取組

取組方針	取組内容
紙の使用量の削減	・両面印刷、裏面活用を徹底する。 ・資料、事務手続きを簡素化する。 ・電子媒体によるペーパーレス会議の推進、文書ファイルの共有化や回覧等の活用を行う。 ・使用済み封筒を庁内で活用する。 ・プリントアウトする書類を精査する。
廃棄物の減量・リサイクルの推進	・物品の再利用や修理による長期利用に努める。 ・使い捨て容器の購入は極力控える。 ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。 ・ファイル等は、可能な限り再利用する。 ・マイバッグやマイボトルの利用を促進する。 ・たじりプラスチックごみゼロ宣言を励行する。
水の使用量の削減	・トイレ、給湯室、洗車などにおける水の使用は最小限に努める。 ・水を消費する機器は、計画的に節水型のものへの切り替えに努める。 ・植栽への散水は、天候などを考慮して必要量だけを散水する。
グリーン購入等の推進	・古紙配合率のより高い再生コピー紙を購入する。 ・事務用品等は、詰め替えやリサイクル可能な商品を購入する。 ・印刷物の発注時に再生紙を指定する。 ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
OA機器の適正管理	・離席する際はパソコンのふたを閉じ、パソコンを1時間以上使用しない時は電源を切る。 ・OA機器の不使用时は、電源を切るように努める。 ・OA機器は、節電、待機モードを設定する。
照明の適正管理	・必要な箇所のみを点灯し、自然光の活用を努める。 ・未使用空間（会議室、トイレ等）は、こまめに消灯する。 ・業務に支障がない範囲で照明を間引きする。 ・昼休憩中は、業務に支障がない範囲で消灯する。（窓口関係を除く）

取組方針	取組内容
空調機器の適正管理	・適正運転（冷房時28℃設定、暖房時19℃設定）を徹底する。 ・クールビズ・ウォームビズを推進する。 ・冷暖房効率を高めるため、カーテン、ブラインド等を活用する。 ・使用していないエリア（会議室等）の冷暖房の停止を徹底する。 ・エアコンフィルターの清掃を定期的に行う。
その他機器の適正管理	・エレベーターの使用はできるだけ控え、移動には階段を利用する。 ・冷凍冷蔵庫は、季節に応じた温度調整を行い、共有利用等により設置数を削減する。 ・給湯器は適切な温度設定、使用頻度の削減等に努める。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長、教育長、各部長、会計管理者及び議会事務局長を構成員として組織し、計画の見直し及び計画の推進点検並びに評価を行います。

(2) 推進者

各課及び各出先機関の施設等の管理担当を「推進者」として、「推進者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検を行い計画の総合的な推進を図るとともに必要に応じて事務局に点検結果等を報告します。

(3) 事務局

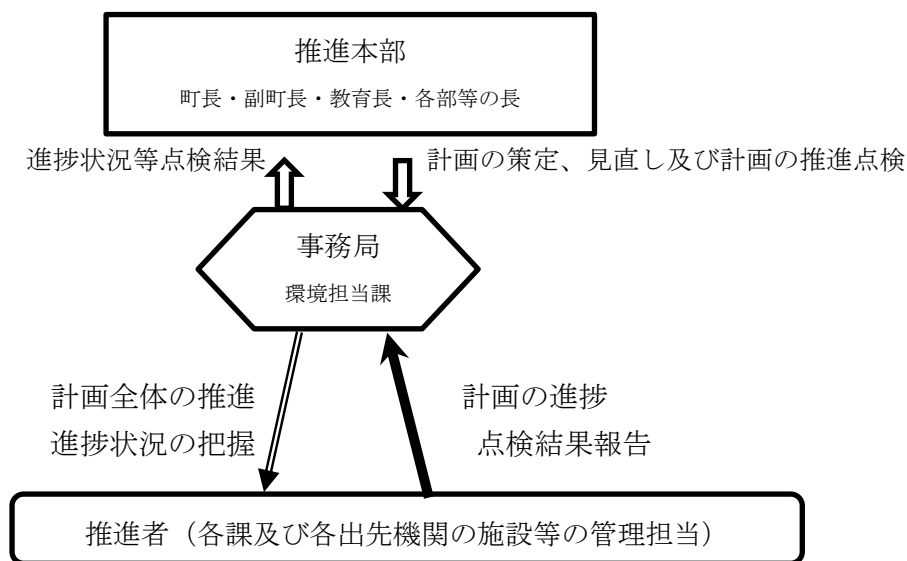
事務局を環境担当課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行うとともに進捗状況を公表します。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進者」とおし、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回町ホームページ等により公表します。



資料編

1. 対象施設と各施設における使用エネルギー種別

施 設 名	使用エネルギー	施 設 名	使用エネルギー
○田尻町役場本庁舎	電気、都市ガス	○たじりっち広場	電気
○田尻町役場(別館)	電気、LPG ガス	○吉見ノ里駅前広場	電気
○田尻町総合保健福祉センター	電気、都市ガス	○田尻町内防犯灯、道路照明等	電気
○嘉祥寺集会所	電気、LPG ガス	△田尻町教育センター	電気
○吉見集会所	電気、LPG ガス	△田尻町立認定こども園たじりエンゼル	電気、都市ガス
○田尻町環境衛生事務所	電気、LPG ガス	△なかよし学級	電気
○田尻町葬祭場	電気、LPG ガス	△田尻町立小学校	電気、都市ガス、LPG ガス
○田尻町火葬場	電気、LPG ガス、灯油	△田尻町立中学校	電気、都市ガス、LPG ガス、灯油
○嘉祥寺墓地	電気	△田尻町給食場	電気、都市ガス
○田尻町漁業振興広場	電気	△田尻町立公民館	電気、LPG ガス
○田尻町営砂山住宅	電気	△田尻駅上広場	電気
○田尻町営高砂住宅	電気	△田尻町営プール	電気
○田尻町営露の口第2次住宅	電気	△田尻歴史館	電気、LPG ガス
○田尻町排水機場	電気、重油	△田尻町多目的グラウンド	電気、都市ガス
○田尻町吉見ポンプ場	電気、重油		
○交流広場、公園、児童遊園等	電気		
○:町長部局 △:教育委員会			

2. 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量は、環境省が作成する「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7年3月）に基づき、算定します。

各温室効果ガスの排出量は、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。活動の区分ごとの排出量は、活動量（燃料の使用量など）に排出係数を乗じることにより得られます。

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \quad (\text{CO}_2 \text{は} 1)$$

(1) 電気、都市ガスの排出係数

電気及び都市ガス事業者が公表した排出係数を用います。（N年度に行うN-1年度実績の算定には、N-2年度実績の排出係数を用いる。）

関西電力(株) 0.415 kg-CO₂/kWh（令和6年度実績）

大阪ガス(株) 2.09 kg-CO₂/m³（令和6年度実績）

(2) 各種燃料の排出係数

(kg-CO₂/L)

ガソリン	軽油	灯油	A 重油	液化石油ガス (LPG)
2.32	2.58	2.49	2.71	3.00

3. 田尻町地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とする田尻町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の着実な推進と進行管理を行うため、田尻町地球温暖化対策実行計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画に基づく事業の実施及び実行計画の点検、見直しに関すること。
- (2) 実行計画の推進に関し必要と認められること。
- (3) その他地球温暖化対策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、町長、副町長、教育長、部長、会計管理者及び議会議務局長をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、町長、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(意見聴取)

第6条 本部長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 本部員がやむを得ず出席できない場合は、代理人を指名し、出席させることができる。

(作業部会)

第8条 推進本部に所掌事務の具体的事項の協議及び調整を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会長は、環境担当課長を、作業部会の会員は各課等の課長をもって充てる。
- 3 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 4 部会長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(実行計画の推進)

第9条 各課等の長は、実行計画の推進及びその目的の達成に努めなければならない。

(進捗状況の報告)

第10条 本部長は、毎年度、各課等に対し、実行計画の進捗状況等の報告を求めるものとする。

- 2 本部長は、実行計画の進捗状況等の点検評価等の結果について、ホームページ等に公表するものとする。

(庶務)

第11条 推進本部及び作業部会の庶務は、環境担当課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から実施するものとし、田尻町地球温暖化対策実行計画推進委員会推進委員会設置要綱(平成 13 年 6 月 25 日制定)は廃止する。

附 則(令和 3 年 2 月 8 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。